

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償の支給の基準

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人無量寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費分を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者で、職員給与の支給を受けている場合は、報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事長の報酬月額は、別記1「理事長の報酬」に定める額とする。

- 2 理事に対する報酬は、別記2「理事の報酬」に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。

- 2 役員及び評議員には出張に要する交通費・旅費（宿泊費分を含む）等を支給することができるがこばとこども園旅費規程を準用する。

(報酬の支給日)

第6条 理事長の報酬は、毎月26日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合はその前日とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の

指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額は控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月15日から施行する。

別記1 「理事長の報酬」

○従事状況により以下の通りとする。

週3日従事の場合 月額250,000円

週4日従事の場合 月額320,000円

週5日従事の場合 月額400,000円

理事会で従事状況を勘案し、評議員会の承認を得て決めるものとする。

○理事長は社会保険加入対象とする。

○理事長には、賞与・退職金は支給しない。

別記2 「理事の報酬」

理事会出席の都度、一人一律6,000円を支給する。

別記3 「監事の報酬」

理事会・評議員会・監事業務出席の都度、一人一律6,000円を支給する。

別記4 「評議員の報酬」

評議員会出席の都度、一人一律6,000円を支給する。